

交通災害共済に加入しましょう

平成20年度の交通災害共済の受付を2月1日(金)から。詳細は広報1月15日号に掲載から開始します。

東京都町村民交通災害共済「ちよこつと共済」は、市内の全町村が共同で運営する共済制度で、交通事故にあった場合に見舞金を受けられる制度です。

加入にはAコース1,000円、Bコース500円を選択してください。会費は大人も子どもも同額です。

また、市役所内の指定金融機関派出所でも受け付けます。加入申込書は市内金融機関、市役所窓口にあります。

2月の納税

Table with 4 columns: 等級, 交通災害の程度, 見舞金 Aコース(1,000円), 見舞金 Bコース(500円). Rows include 1等級 (死亡), 2等級 (重度の後遺障害), etc.

2月は固定資産税・都市計画税(第4期)・国民健康保険税(第6期)・介護保険料(第6期)の納期です。2月29日(金)までに納めてください。

☆納期限を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。◇督促状は差し押さえの警告サイン

納期限までに税・保険料を納めていない方には督促状が発送されます。これは地方税法に基づくもので、金額の多寡、うっかり忘れたなど、理由に関係なく送られます。

さらに地方税法は督促を受けた者が税を完納しないと、市町村の徴税吏員(滞納処分にあたる職員)は「滞納者の財産を差し押さえなければならぬ」と定めています。

そして差し押さえは法律上、督促状の発布のみ必要とされており、その他の催告、連絡は行わない場合もありますので、納期限内に納付してください。

納期内に納税できない事情がある方は必ず相談してください。

問合せ総合窓口課

税の申告はお早めに

所得税の確定申告 ◎市・都民税の申告 申告の相談受付、会場等については広報1月15日号、2月1日発行の市税だよりをご覧ください。

☆国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp ※白黒(モノクロ)で打ち出した申告書の提出も可能。 e-Taxによる電子申告は 国税庁ホームページ参照。

公的年金から所得税が源泉徴収されている方 平成19年分の公的年金の源泉徴収票(はがき)で、「源泉徴収税額」の欄に記載のある方は、確定申告により、所得の過不足額を精算します。

また、源泉徴収されていない方でも、年齢、扶養親族(配偶者を含む)の有無により、確定申告または、市・都民税の申告が必要となる場合があります。

住宅ローン控除の特別措置 税源移譲により所得税額が減ったため控除しきれない場合、税源移譲前に比べ負担増とならないように、一定の算式に基づき住民税から控除する特例措置が設けられました。

平成11年から平成18年に入居された方で所得税の住宅ローン控除の適用がある方(平成19年以後に入居の方は、この特例措置の適用は無く、所得税による控除のみとなります)。

確定申告書の作成は 自分で記入、または国税庁のホームページで作成できます。

手数料の改定等について

市手数料条例改正案が昨年12月の市議会定例会において可決され、4月1日から土地または建物に関する証明手数料を改定するとともに、新たに道路台帳平面図等の写しの交付及び印鑑登録証の交付(初回の登録に係るものを除く)、並びに郵送等により送付を求めるときの証明等の手数料を定めました。

証明書等交付の手数は交付に係る原価費用、受益者負担の適正化を図ること、またさまざまな社会情勢等を考慮して定めたもので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

Table with 3 columns: 改定される証明書等, 単位, 手数料. Rows include 土地評価証明書, 土地公課証明書, 家屋評価証明書, 家屋公課証明書.

Table with 3 columns: 新たに手数料を設ける証明書等, 単位, 手数料. Rows include 印鑑登録証の交付(初回の登録に係るものを除く), 郵送等により送付を求めるときの証明書等, 道路台帳平面図等写しの交付.

年金だより

源泉徴収票は届きましたか

老齢基礎年金や老齢厚生年金などは、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。そのため、社会保険業務センターでは、平成19年の年金の支払総額や介護保険料額、源泉徴収税額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」を1月中旬より送付しています。

「公的年金等の源泉徴収票」は、所得税が源泉徴収されたか否かに関わらず、老齢基礎年金や老齢厚生年金を受けている方全員に送付されます。2つ以上の年金を受けている方や公的年金以外に所得がある方は、確定申告をする際にも必要となりますので、大切に保管してください。

「公的年金等の源泉徴収票」がお手元に届かない時や、紛失された場合には、お問い合わせください。

問合せ年金ダイヤル ☎0570-05-1165、I P 電話・P H S ☎03-6700-1165 青梅社会保険事務所 ☎0428-30-3414

会社などを退職されたときは国民年金の手続きをお忘れなく

20歳以上60歳未満の方で、会社などを退職した後、自営業者や学生などになる方は、国民年金第2号被保険者(厚生年金・共済組合加入者)から国民年金第1号被保険者になります。

この場合、市役所の国民年金担当窓口で、資格取得・種別変更手続きを行っていただくことになります。

また、退職後、厚生年金保険の被保険者または共済組合加入員の被扶養配偶者となる方は、国民年金の第3号被保険者となりますので、配偶者の勤務先を通じて手続きが必要となります。

問合せ保険年金課保険年金係



収入が無かった方へ

どなたの扶養親族にもなっていない方、扶養親族になっても世帯を別にしている方は、次の事項の基礎資料となるため、市・都

民税の申告が必要です。(遺族年金・障害年金・老齢福祉年金も含む) 基礎資料 国民健康保険税、老人医療受給者証、児童生徒就学援助費、児童手当、保育料、国民年金の免除、公営

住宅入居者の収入の状況等の基礎、非課税証明書等の資料となりますので必ず申告してください。 問合せ青梅税務署 ☎042-8-22-3185、課税課市 民税係 ☎551-1511